

宮原小学校跡地複合公共施設整備事業
設計・施工一括発注公募型プロポーザル

募集要項

令和5年11月

有田市

目 次

第1章 プロポーザルの概要	1
1. 趣旨及び事業の目的	1
2. 事業の概要	1
(1) 事業の名称	1
(2) 敷地の概要	1
(3) 施設の概要	1
(4) 業務の内容	1
(5) 提案上限額	1
(6) 履行期限	1
3. 選定方法	2
4. プロポーザルの日程及び事業のスケジュール	2
第2章 事業に関する条件	3
1. 業務の範囲	3
(1) 設計業務	3
(2) 施工業務	3
(3) 工事監理業務	3
2. 費用の負担	3
(1) 有田市の負担	3
(2) 受注者の負担	4
3. 設計及び施工に関する条件	4
(1) 業務の仕様	4
(2) 完成期限	4
4. 契約及び支払いについて	4
(1) 契約内容についての協議	4
(2) 仮契約及び本契約の締結	4
(3) 契約の解除	4
(4) 契約保証	4
(5) 支払い条件	5
5. 契約の変更	5
(1) 契約額の変更	5
(2) 完成期限の変更	5

第3章 事業者の募集	5
1. 参加資格要件	5
(1) 提案者の要件	6
(2) 共同企業体構成員の要件	6
(3) 代表幹事を含む全ての構成員の要件	6
(4) 設計業務及び工事監理者の要件	7
(5) 施行者の要件	8
(6) 配置技術者の要件	9
2. プロポーザルの実施要領	10
(1) 要求水準書等資料の配布	10
(2) 質問の提出及び回答方法	10
(3) 参加表明書等の提出及び受理	11
(4) 技術提案書の作成及び提出	13
(5) 技術提案書の帰属等	14
3. プロポーザルの審査	15
(1) 審査機関	15
(2) 審査方法	15
(3) 審査結果の通知及び公表	17
4. 失格について	17
5. その他	18
別記 リスク分担表	18

**宮原小学校跡地複合公共施設整備事業 設計・施工一括発注
公募型プロポーザル募集要項**

第1章 プロポーザルの概要

1. 趣旨及び事業の目的

宮原小学校跡地複合公共施設整備事業（以下、「本事業」という。）は、宮原地区における地域活性化及び子育て環境の充実のため、移転後の宮原小学校敷地を活用し、地域コミュニティ施設及び現宮原保育所に代わる新たな認定こども園を整備すると共に、災害時の避難場所として防災機能も取入れ、計画敷地全体を複合的に整備するものである。

新たに整備する施設については、令和8年度中の供用開始を目標としており、民間事業者のノウハウや創造力を活かし、より魅力のある施設の整備、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減効果が期待できる設計・施工一括発注方式（DB：Design Build）により実施するものである。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称 宮原小学校跡地複合公共施設整備事業

(2) 敷地の概要

- ア 建設地 和歌山県有田市宮原町滝川原1番地の一部、3番地1、6番地2
- イ 敷地面積 約15,310㎡（うち本事業計画敷地面積 約12,130㎡）
- ウ 都市計画及び用途地域 都市計画区域内（区域区分非設定）、用途指定なし

(3) 施設の概要

- ア 施設の名称 （仮称）有田市地域活性化複合施設（以下、「本施設」という。）
- イ 延床面積 約2,750㎡
- ウ 構造・階数 提案による
- エ 外 構 駐車場、駐輪場、敷地内通路、遊具、植栽、防災・憩いの広場等
- オ そ の 他 既存体育館の改修
構造・階数：鉄筋コンクリート造・2階建て
延床面積：1,227.10㎡

(4) 業務の内容 設計業務（基本・実施設計）、施工業務、工事監理業務

(5) 提案上限額 金2,205,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 履行期間 契約締結日（議会可決日）の翌日から令和8年9月30日まで

※上記期間内に引渡しを行うこと。

3. 選定方法

本プロポーザルに参加し、提案を行う者（以下「提案者」という。）から本要項等に基づき提出された技術提案書等の書類を、宮原小学校跡地複合公共施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、本事業の受注候補者として最優秀提案者（優先交渉権者）及び次点者を選定する。

4. プロポーザルの日程及び事業スケジュール（予定）

プロポーザルの日程及び事業スケジュールについては、以下のとおりとする。ただし状況により前後する場合がある。

日程（予定）	内 容
令和5年11月1日（水）	公告（募集要項等の公表）
公告の日から 令和5年11月10日（金）午後5時15分まで	募集要項及び資料の配布
令和5年11月13日（月）午前8時30分から 令和5年12月5日（火）午後5時15分まで	質問受付期間
令和5年12月11日（月）午後6時頃まで	質問回答期限
令和5年12月15日（金）午後5時15分まで	参加表明提出期限
令和6年1月17日（水）正午まで	技術提案書提出期限
令和6年1月23日（火）	一次審査結果通知
令和6年1月27日（土）又は 令和6年1月28日（日）	技術提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和6年1月29日（月）	本審査結果の公表
令和6年2月上旬まで	仮契約
令和6年3月下旬	本契約締結(要議会可決)
本契約締結日の翌日から 令和8年9月30日（水）まで	設計業務、施工業務、工事監理業務及び本施設の引渡し
令和8年11月中	本施設供用開始

第2章 事業に関する条件

1. 業務の内容

本事業を受注する設計者、施工者及び工事監理者（以下「受注者」という。）の各業務内容は以下のとおりとする。なお業務の詳細については別紙、宮原小学校跡地複合公共施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書（資料2）（以下、「要求水準書」という。）に記載のとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて地質調査、敷地測量、土壌調査及び振動測定等）
- イ 本施設の基本設計・実施設計
- ウ 本施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- エ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 施工業務

- ア 本施設建設工事の施工（本施設及び付随する外構、駐車場等を含む）
- イ 本施設の運営に必要な什器・備品等の調達及び設置
- ウ 既存体育館改修工事
- エ 近隣対策・対応
- オ 本施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- カ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 工事監理業務

- ア 本施設建設工事の施工監理
- イ 本施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ウ その他これらを実施する上で必要な関連業務

2. 費用の負担

本事業における費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 有田市の負担

本事業における契約額の合計は、第1章の2.（5）に記載の金額を上限とし、かつプロポーザルにおいて提出された価格提案見積書（設計業務費、施工業務費、工事監理業務費の合計）を超えない金額とする。

(2) 受注者の負担

ア 受注者は、本事業が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用及び工事施工費用、工事監理費用を負担する。

イ 完成図書の作成費用は受注者が負担する。

ウ 備え付け備品に関する費用は、施工業務費に含む。

エ 建築確認等の審査手数料及び各種申請に係る全ての諸費用は、受注者の負担とする。

オ 上水道、電気、電話の敷設等に係る一切の費用は、受注者の負担とする。

3. 設計及び施工に関する条件

(1) 業務の仕様

別紙要求水準書による。

(2) 完成期限

受注者は、施設を完成（各種検査含む）させ、令和8年9月30日迄に有田市に施設を引渡すものとする。

4. 契約及び支払い

(1) 契約内容についての協議

最優秀提案者（又は次点者）は、速やかに有田市と技術提案書及び契約金額（科目別内訳書相当）等について交渉を行うものとする。その結果、合意に至った場合、交渉内容に基づき本事業の仮契約を締結する。ただし、契約を締結するに至らなかった場合は、次点者が有田市と交渉を行うものとする。なお、契約金額は原則として技術提案時に提出した提案額を超えないものとする。ただし、有田市との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

(2) 仮契約及び本契約の締結

仮契約については有田市議会における議会の可決を経て本契約とし、否決された場合はその効力を失う。

(3) 契約の解除

受注者が、契約に基づく契約解除の要件に該当することとなった場合、有田市は当該契約を解除できるものとする。

(4) 契約保証

契約保証金として、契約金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、有田市が契約保証金の納付を免除した場合はこの限りではない。

(5) 支払い条件

- ア 前払金 設計業務費 30%以内、施工業務費 40%以内
- イ 中間前払金 施工業務費 20%以内
- ウ 部分払 設計業務 4 回まで、施工業務 5 回まで
- エ 各業務費 前払金、中間前払金及び部分払を除き、設計業務、施工業務及び工事監理業務それぞれの完了後、請求に基づき支払う。
- オ 各会計年度における支払限度額の割合
 - 令和 5 年度 契約金額の約 0 % (設計業務費)
 - 令和 6 年度 契約金額の約 3 % (設計業務費)
 - 令和 7 年度 契約金額の約 50% (施工業務費及び工事監理業務費)
 - 令和 8 年度 契約金額の約 47% (施工業務費及び工事監理業務費)
- カ その他、支払いに関する条件は有田市財務規則 (昭和 55 年規則第 1 号) 等に定めるとおりとする。

5. 契約の変更

(1) 契約額の変更

契約額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合は、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際のリスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。

なお、リスク分担で不明瞭な事項が発生した場合は、有田市と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、有田市のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

第 3 章 事業者の募集

1. 参加資格要件

参加資格要件等については以下に示すとおりとする。なおいずれの要件も技術提案書を提出した日から最優秀提案者を決定するまで満たしていること。

(1) 提案者の要件

提案者は、次に掲げる要件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ア 設計業務及び工事監理業務を担当する者は2者以内とし、兼業は可とする。ただし、施工業務との兼業は不可。

イ 施工業務を担当する者は3者以内とし、他業務との兼業は不可とする。

(2) 共同企業体構成員の要件

共同企業体の構成は以下に示すとおりとする。なお、代表幹事を含む全ての構成員は、他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

ア 共同企業体は、設計業務を担当する者（以下、「設計者」という。）、施工業務を担当する者（以下、「施工者」という。）及び工事監理業務を担当する者（以下、「工事監理者」という。）からなるものとする。

イ 共同企業体の代表幹事は、施工者が担うこと。

ウ 代表幹事は設計業務、施工業務を統括し、本事業の相互調整を行う下記要件を満たす者（統括責任者）を配置すること。

(ア) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者又は建設業法に基づく一級建築施工管理技士の資格を有する者

(イ) 当該企業に3ヵ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（以下、管理技術者、監理技術者、工事監理技術者について同じ。）

エ 設計業務及び施工業務を担う構成員が2者の場合、各同業務を行う各構成員の出資比率は30%以上であること。また施工業務を担う者が3者の場合、施工業務を行う各構成員の出資比率は20%以上であること。

(3) 代表幹事を含む全ての構成員の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しない者であること。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、当該事実があった日から3年を経過している者であること。

ウ 和歌山県より、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

エ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年訓令第2号）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

オ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。また民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手

続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

カ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令第 47 号）別表第 2 左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。

キ 国税及び地方税の滞納が無いこと。

ク 参加しようとする者（他の共同企業体構成員を含む。）との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役員）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 設計者及び工事監理者の要件

設計業務及び工事監理業務に従事する者は、以下の要件を満たす者であること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- イ 建築士法第 26 条第 2 項に基づく戒告処分を受けた日から 3 ヶ月を経過していない者でないこと、または同項に基づく閉鎖処分を受けている期間でない者、若しくは閉鎖処分を受けた日から 3 ヶ月を経過していない者でないこと。
- ウ 設計業務に従事する者は下記(ア)から(ウ)に示す実績を有する者を 1 者以上含めること。工事監理業務に従事する者は下記(ア)、(イ)及び(エ)の実績を有する者であること。
- (ア) 平成 20 年 4 月 1 日から元請として受注し、本プロポーザル公告日までに完了した実績であること。
- (イ) 国又は地方公共団体等が発注者であること。
- ※「国又は地方公共団体等」とは、中央省庁、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、財産区、地方開発事業団等、地方公共団体が設立した財団法人とする（以下同じ。）
- (ウ) 平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二の類型第七号（幼稚園に限る。）、類型第十一号（保育園に限る。）、類型第十二号第 1 類（公民館、集会場、コミュニティーセンター等）のうちいずれかに該当する、延床面積 1,000 m²以上の新築又は改築に係る実施設計業務であること。なお共同企業体としての実績の場合、代表幹事に限る。
- ※ 実施設計に加え、当該実施設計対象物の建設工事に係る監理業務を一括して受注した業務においては、実施設計業務における発注者への成果品引渡しを終えていれば、その業務は完了したものとみなす。
- (エ) 延床面積 1,000 m²以上の新築又は改築工事に係る工事監理業務であること。
- エ 上記ウ(ア)から(ウ)に定める業務において管理技術者として従事した実績がある者を本事業の設計業務の管理技術者として配置することができる者であること。なお、当該管理技術者については、技術提案説明会に出席できる者であること。
- オ 上記ウ(ア)、(イ)及び(エ)に定める業務において工事監理技術者として従事した実績がある者を本事業の工事監理業務に従事させることができる者であること。
- カ 一級建築士が当該企業に合計 3 名以上在籍していること。なお設計業務及び工事監理業務担う者が 2 者の場合、各企業の合計で 3 名以上在籍していること。

(5) 施工者の要件

- ア 施工業務を担う者が 1 者の場合、以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事に係る特定建設工事の許可を受けていること。
 - (イ) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項に定める総合評定値通知書における建築一式工事における総合評定値（P 点）（公告日現在で有効なもの。以下、「総合評定値」という。）が 1000 点以上の者であること。
 - (ウ) 平成 20 年 4 月 1 日以降に受注した国又は地方公共団体等が発注の公共施設で、延床面積 1,000 m²以上の新築又は改築に係る工事を 1 件以上受注した実績があること。なお共同企業体としての実績の場合、代表幹事に限る。
 - (エ) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を当該施工業務に専任で配置することができる者であること。なお営業所専任技術者との兼務は不可とする。
- イ 施工業務を担う者が 2 者以上の場合、以下の要件を全て満たすこと。
- (ア) 代表幹事として施工業務に従事する者は、上記アの要件を全て満たしている者であること。
 - (イ) 代表幹事を除く構成員は、以下の要件を満たす者であること。
 - ① 総合評定値 660 点以上の者であること。
 - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事に係る特定建設工事の許可を受けていること。
 - ③ 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者又は主任技術者の資格を有する者を当該施工業務に専任で配置すること。なお営業所専任技術者との兼務は不可とする。

(6) 配置技術者の要件

統括責任者	担当：設計と施工の相互調整・統括 資格：一級建築士又は一級建築施工管理技士
管理技術者	担当：設計業務の責任者 資格：一級建築士
監理技術者	担当：施工業務の責任者 資格：一級建築士又は一級建築施工管理技士
工事監理技術者	担当：工事監理業務の責任者 資格：一級建築士

- ア 統括責任者と監理技術者については、兼務を可とする。
- イ 管理技術者と工事監理技術者については、兼務を可とする。
- ウ 上記ア、イ以外の配置技術者の兼務は認めない。

2. プロポーザルの実施要領

(1) 要求水準書等資料の配布

資料配布については下記に示す方法で配布する。なお配布する際、配布希望者の確認を行い、上記1. に示す参加資格要件を満たしていない事が明らかな者には配布しない。また、配布した資料は、本プロポーザルに係る業務のみに使用することとし、第三者に提供、また、閲覧等をさせてはならない。これはプロポーザル実施後も同様とし、配布した資料は全て速やかに破棄すること。

ア 配布期間

公告日から令和5年11月10日（金）まで

有田市の休日を定める条例(平成3年条例第23号)第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。なお配布期間を過ぎた後は、いかなる理由であっても新たに資料等の配布は行わない。

イ 配布場所

有田市箕島50番地

有田市役所総務課管財係

ウ 配布方法

配布願（別記第1号様式）及びCD-Rブランクメディアに(ア)又は(イ)の書類を添付し提出すること。郵送による配布は行わない。

(ア) 一級建築士事務所を登録していることを証する書類の写し。

(イ) 建築工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証する書類

(なお、(ア)及び(イ)いずれも資料配布願提出日現在で有効なもの。)

(2) 質問の提出及び回答方法

ア 質問の提出

本事業に係る質問については、以下に示す方法で行うこと。なおプロポーザル資料の配布を受けた者でなければ、質問することができない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(ア) 提出期間

令和5年11月13日（月）午前8時30分から

令和5年12月5日（火）午後5時15分まで

上記期間外に提出された質問には回答しない。

(イ) 提出方法

質問書（別記第2号様式）に資料番号（配布した資料（CD-Rのラベル）に記載の番号）及び必要事項を記載し、電子メール、FAX又は持参いずれかの方法

で提出すること。電子メールまたは FAX の場合、提出先まで電話にて必ず到着確認を行うこと（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間）。

(ウ) 提出先

有田市役所経営管理部総務課管財係 宛

TEL : 0 7 3 7 - 2 2 - 3 7 5 0

FAX : 0 7 3 7 - 8 2 - 1 7 2 5

E-mail : somu@city.arida.lg.jp

イ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和 5 年 12 月 11 日（月）午後 6 時頃までにその質問者に対してのみ都度行う。ただし、その内容が全ての提案者で共有すべきものと有田市が判断した場合は、都度、有田市ホームページにて公表する。

(3) 参加表明書等の提出及び受理

参加表明については下記に記載の方法で行うこと。参加表明書は、事前にプロポーザル募集要項等の配布を受けている者が含まれている共同企業体でなければ提出できない。

ア 提出期限

令和 5 年 12 月 15 日（金）午後 5 時 15 分まで

イ 提出先

有田市箕島 50 番地

有田市役所総務課管財係

ウ 提出方法

郵送又は持参

なお郵送の場合は、一般書留（若しくは簡易書留）で送付し、同日時必着なければならない。普通郵便で郵送された参加表明書は受理しない。

エ 提出書類

代表幹事を含む全ての構成員が、有田市建設工事及び委託業務請負業者資格審査要綱（平成 11 年訓令第 18 号）第 5 条に定める令和 4・5 年度入札参加資格者名簿（以下、「参加資格者名簿」という。）に登録された共同企業体である場合、(ア)から(ク)に掲げる書類を提出すること。また参加資格者名簿に登録されていない者が含まれている共同企業体場合、当該者分の(ケ)から(シ)の書類を(ア)から(ク)に加え提出すること。

(ア) 参加表明書（別記第 3 号様式）

(イ) 委任状（別記第 4 号様式）

本プロポーザルへの参加、共同企業体の結成に係る一切の権限を従業員等に委任する場合のみ添付すること。

(ウ) 共同企業体結成届出書（別記第 5 号様式）

共同企業体協定書（別記第 11 号様式）については技術提案書提出時に提出すること。

(エ) 一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類の写し。

提出日時点で有効なものであり、事前に要求水準書等の配布を受けている者を除く全ての者の書類を添付すること（以下（オ）について同じ。）

(オ) 建築工事に係る特定建設工事の許可を受けていることを証する書類の写し。

(カ) 設計者及び工事監理者の実績調書（別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式）

募集要項第 3 章 1.（4）ウに示す、実績を証する契約書の写しを添付すること。添付書類で実績が確認できない場合、失格とする。（契約書の写しは、業務名・延床面積・発注者・業務期間・受注者・業務内容が確認できる部分でよい。また PUBDIS の業務カルテの写しを契約書の代わりに添付してもよいが、上記下線部の内容が同様に確認できること。契約書及び PUBDIS の業務カルテにおいて上記下線部の内容が確認できない場合は、発注者との打合せ簿等書類を追加で添付してもよい。）

(キ) 施工者の実績調書（別記第 8 号様式）

募集要項第 3 章 1.（5）ア（ウ）に示す、実績を証する契約書の写しを添付すること。添付書類で実績が確認できない場合、失格とする。（契約書の写しは、工事名・延床面積・発注者・工事期間・受注者・工事内容が確認できる部分でよい。また CORINS の工事カルテの写しを契約書の代わりに添付してもよいが、上記下線部の内容が同様に確認できること。契約書及び CORINS の工事カルテにおいて上記下線部の内容が確認できない場合は、発注者との打合せ簿等書類を追加で添付してもよい。）

(ク) 切手を貼付した返信用封筒（持参する場合は不要）

(ケ) 法人の場合は登記簿謄本、個人事業主の場合は住民票（いずれも発行後 3 ヶ月を経過していないもの。）（写し可）

(コ) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税（税務署の発行する納税証明書で、その 3 の 2 若しくはその 3 の 3 による）に未納額がない旨の証明書

(サ) 法人又は個人事業主で、主たる営業所（本店・本社）が有田市内にある者は、市税完納証明書（写し可）。

個人事業主で代表者が有田市在住の場合は、本人分の市税完納証明書も提出す

ること。また法人であって主たる営業所が有田市外にあり、代表者が有市内に在住の場合は代表者個人の市税完納証明も提出すること。

(シ) 印鑑証明書

オ 参加表明の受理

提出書類の内容に不備等がなく、参加表明書を受理したときは、受付番号を付した参加表明受理書（別記第9号様式）を交付する。

なお提出後、本事業への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式。A4サイズ）を提出すること。

(4) 技術提案書の作成及び提出

ア 提出期限

令和6年1月17日（水）正午まで

なお、技術提案書の提出期限以降における書類の追加、差し替え等は一切認めない。

イ 提出先及び方法

有田市役所総務課管財係まで直接持参すること。

ウ 提出書類等

(ア) 技術提案書提出書（別記第10号様式）：1部

(イ) 共同企業体協定書：1部（別記第11号様式）

袋とじをして、裏面に各構成員が割印すること。

(ウ) 参加表明書受理書の写し：1部

(エ) 本事業に係る価格提案見積書：1部（任意様式）

設計業務費、施工業務費、工事監理業務費毎に区分し、総合計（消費税及び地方消費税を含む）を記載の上、長形3号封筒に封入して封緘し、封筒の表面に「宮原小学校跡地複合公共施設整備事業に係る見積書在中」と手記し、提出者の商号又は名称を記載すること。また、封緘した状態で見積額が視認できないようにすること。

（注）見積金額が募集要項第1章2.（5）に示す上限金額を上回っている場合は失格とする。

(オ) 技術提案書

技術提案書の作成に当たっては、別に示す要求水準書を参考にされたい。

また「技術提案書作成要領」（資料3）（以下、「作成要領」という。）に定める各様式に、該当する指定書類等又は補足資料を添えて提出すること。作成要領に定める様式のうち、様式第4号から様式第8号までの各様式、補足資料及びそれらを綴じるファイルの全てに提案者が特定される表記をしないこと。

また、提出する全てのファイル（下表の合計 16 ファイル）の表面に参加表明受理書に記載されている受理番号を記載すること。

なお、提出部数等は次のとおりとする。

「技術提案書作成要領」に定める様式の別	提出部数	調製方法
様式第 1 号から様式第 3 号まで	各 3 部	左記の様式及び指定書類等を 1 部ずつファイルに綴じて提出
様式第 4 号から様式第 8 号まで	各 13 部	左記の様式及び補足資料を 1 部ずつファイルに綴じて提出

(カ) 技術提案書一式に係る内容の記録データ：1 媒体

- ① データ形式は PDF とし、提案書 1 ページを PDF 1 ページとして記録したものとする。
- ② 様式第 1 号から様式第 3 号までは、様式のみを記録すること。指定書類等については記録を要しない。
- ③ 様式第 4 号から様式第 8 号までは、補足資料についても記録すること。
- ④ 記録媒体は CD-R、DVD-R 又は SD カードとする。
- ⑤ PDF は Windows PC での閲覧及び紙媒体への出力（印刷）が可能であること。
- ⑥ 提出したデータ記録媒体は返却しない。

(5) 技術提案書の帰属等

ア 技術提案書の内容については、本プロポーザルにおける最優秀提案者等の選定以外に使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合においては、有田市情報公開条例に基づき取り扱う。

イ 本プロポーザルの結果、本事業の受注者となった者が提案した技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ウ 技術提案書等に著作権、特許権、意匠権等法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

エ 提出した技術提案書は返却しない。

オ 本事業の受注者とならなかった者の技術提案内容の一部を、有田市が本プロポーザル以外で利用しようとする場合は、提案者の合意を求める事とする。この場合、提案

者は有田市との交渉に応じるようご配慮願いたい。

3. プロポーザルの審査

(1) 審査機関

本プロポーザルの審査は、宮原小学校跡地複合公共施設整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が決定される日までにおいて、本プロポーザルに参加する提案者（その関係者を含む。）が、本プロポーザルに関して審査委員会の各委員に直接若しくは間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと、若しくは行ったことが判明した場合、本プロポーザルに参加している者は失格とし、最優秀提案者若しくは次点者に選定された者は、その選定を取り消す。また当該行為を行おうとしたこと若しくは行ったことが判明した者に対しては、参加資格停止要綱の規定に基づき、入札参加資格停止処分を行う。

(2) 審査方法

ア 概要

審査委員会は、本プロポーザルによる技術提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。

参加する提案者が1者のみであった場合も審査委員会にて審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

イ 1次審査について

様式第1号から様式第8号までを対象に次の各評価項目について審査し、上位5者程度を選定する。なお、技術提案書を提出した者が5者程度であった場合は、1次審査を行わず、技術提案説明会を実施する。

分類	評価項目	配点
1. 業務実施体制	① 実施体制及び配置技術者の実績	10
2. 地域力の参画	① 有田市内企業参加の有無	5
3. 業務実施計画	① 統括責任者の本事業に対する実施方針 ② 事業工程の実現性、工期短縮の工夫等 ③ リスク回避の工夫、発生時のバックアップ体制等	18

4. 施設計画における 技術提案	① 施設配置及び動線計画の適切性 ② 新たな認定こども園の安全性・利便性及び子どもがのびのびと過ごせる空間構成 ③ 地域コミュニティ施設を含む敷地全体における賑わいを創出するための工夫 ④ 防災機能を発揮するための工夫 ⑤ 計画地周辺との調和及び環境保全への配慮 ⑥ ライフサイクルコスト縮減のための工夫 ⑦ ユニバーサルデザインと建築デザインとの調和	42
---------------------	--	----

1次審査の結果は、各提案者に対し合否のみを1次審査結果通知書（別記第12号様式）により通知する。その際、たとえ提案者自らの求めであっても、その者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザル終了後に本事業の仮契約を締結した後においては、参加した提案者の総数を公表するとともに、各提案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示することとする。

ウ 技術提案説明について

1次審査で合格した者に対し、技術提案説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。その日時及び時間配分等については、決定次第、対象となる提案者にその詳細を連絡する。

エ 本審査について

本審査は次の評価項目について審査し、各提案者の点数は、審査委員各々の点数の総和（以下、「獲得点数」という。）とする。

分類	評価項目	配点
1. 業務実施能力	① 実施体制及び配置技術者の実績	10
2. 地域力の参画	① 有田市内企業参加の有無	5
3. 業務実施計画	① 統括責任者の本事業に対する実施方針 ② 事業工程の実現性、工期短縮の工夫等 ③ リスク回避の工夫、発生時のバックアップ体制等	18

4. 施設計画における技術提案	① 施設配置及び動線計画の適切性 ② 新たな認定こども園の安全性・利便性及び子どもがのびのびと過ごせる空間構成 ③ 地域コミュニティ施設を含む敷地全体における賑わいを創出するための工夫 ④ 防災機能を発揮するための工夫 ⑤ 計画地周辺との調和及び環境保全への配慮 ⑥ ライフサイクルコスト縮減のための工夫 ⑦ ユニバーサルデザインと建築デザインとの調和	42
5. 価格提案見積額	本事業に係る見積書の金額	10
6. プレゼンテーション	①提案の説明・提案書の明快さ ②ヒアリングにおける的確な回答	10
7. その他	その他特筆して評価できる内容	5

オ 最優秀提案者等の決定について

最優秀提案者（優先交渉権者）及び次点者の決定は、獲得点数により決定する。なお、両者を決定するにあたり獲得点数が同点となった場合、審査委員会において、上記評価分類「4. 施設計画における技術提案」の内容を審議し、最優秀提案者及び次点者とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 各提案者に対し、本審査結果通知書（別記第13号様式）にて当該提案者の獲得点数、順位、参加者の総数、最優秀提案者と次点者の名称及び両者の獲得点数を通知する。

イ 最優秀提案者と次点者の名称及び獲得点数は、ホームページ上に公表する。

ウ 最優秀提案者の技術提案書については、本事業の本契約を締結した後に公表する。ただし、最優秀提案者と契約が締結できなかった場合においては、次点者と交渉を行い、本契約を締結した場合は、その者の技術提案書を公表する。

エ 審査結果に対する電話での問い合わせには、一切応じられない。

オ 審査結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。

4. 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 参加表明後、最優秀提案者が決定されるまでの間に、参加者が第3章1. に規定する参加資格要件を満たさないことが判明した場合又は満たさなくなった場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本プロポーザルの実施に関して、その公平性を逸脱する行為が確認された場合。
- (4) 審査委員会の各委員に対し、本プロポーザルの実施に関して直接又は間接的に接触を図ろうとし、また接触したことが判明した場合。
- (5) その他、この要項に違反する行為が確認された場合。

5. その他

- (1) 参加者は、参加表明書の提出をもって本要項の各条件を受諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会及び現場説明は実施しない。
- (3) 技術提案は、1参加者につき1提案に限る。
- (4) 有田市は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できる。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 都合により、本プロポーザルの実施を中止する場合がある。その場合であっても、中止するまでに参加者が負担した経費、又は中止したことにより参加者に生じた損害について、有田市は一切の補償を行わないものとする。
- (7) 最優秀提案者決定後、契約を締結するまでの間に、最優秀提案者が第3章1. に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合、契約交渉を中止し、次点者と交渉を行う場合がある。
- (8) 最優秀提案者決定後、提案者が第2章4.(1)に規定する協議に応じず、また提案者の一方的な都合により契約を締結しなかった場合、その提案者に対し参加資格停止要綱に基づき、入札参加資格停止処分をすることがある。

別記 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			有田市	受注者
技術条件	工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		●
	その他	施工方法に関する技術提案等		●
自然条件	湧水・地下水	予見不可能な湧水の発生に対する地下水位の影響等	●	

		上記以外		●
	支持地盤	予見不可能な軟弱地盤、杭工事に及ぼす支持地盤の影響等（※地質調査の結果、特殊基礎が必要となった場合等）	●	
		上記以外		●
	作業用道路・ヤード	工事用道路・作業スペースの制約		●
	気象	雨、雪、風、気温等の影響		●
	その他	自然環境への配慮等		●
社会条件	地中障害物	与条件として明示していない地下埋設物等、地中内の作業障害物の撤去、移設	●	
		上記以外		●
	近接施工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等		●
	騒音・振動・大気	周辺住民に対する騒音・振動・排出ガスの配慮		●
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		●
	作業用道路	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮		●
	作業用ヤード	建設用地外での別途ヤード確保		●
	建設副産物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		●
	その他	上記にあげるもの以外の環境・日照対策、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		●
マネジメント特性	住民対応	近隣住民への対応		●
	関係機関対応	関係行政機関等との調整		●
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		●
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）		●
	安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		●
	その他	災害時の応急復旧等		●
その他	不可抗力	災害（地震、豪雨、豪雪等）の発生	●	

	人為的なミス	設計のミス、積算の誤り		●
	設計図書の変更	設計変更に伴う図面・数量計算書等の資料作成		●
	法律基準等の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針改正による設計変更、税制改正による工事費の変更	●	
	物価変動	プロポーザル公告時点から契約時点までの資材・労務費の変動（軽微な変動は除く）	●	●

※リスク分担先が発注者及び受注者の両方となっている事項の分担割合は、両者の協議による。

※このリスク分担項目にないものは、両者が協議して定める